

障がい者職業訓練の実施団体の募集について

徳島県では、次のとおり、IT技能の養成を目的とした障がい者職業訓練(在宅パソコン訓練)の実施団体を募集しています。

1 訓練の目的

職業能力開発施設への通所が困難な障がい者等を対象として、インターネットを活用した職業訓練技法(eラーニング)により、IT技能等を習得し、在宅就業等の促進を図ることを目的とする。

2 訓練実施場所

受講者の自宅等(スクーリング実施(徳島市))

3 訓練定員

4名

4 訓練期間

令和8年9月17日(木)から令和8年12月16日(水)まで

- ・訓練時間(受講者の自習を含んだ時間)は、月当たり100時間を標準に、下限の時間を80時間とする。1時限の時間は45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間とみなすものとする。週5日、1日5時限を標準とします。
- ・訓練期間中(訓練の初日及び最終日を除く)に240時間以上の訓練時間を確保してください。
- ・原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日は休日とし、これによりがたい場合は、県と協議してください。

5 委託料

- ・訓練受講生1人につき月額64,000円(税抜)を上限とし、訓練終了後の支払いとなります。
- ・受講者の決定は、選考の都合上、訓練開始日直前にならないと確定しないことがあります。また応募状況によっては、定員を下回ることもあります。
- ・中途退所等の場合、委託料は、日割りによる算定となります。
- ・別紙様式による県立テクノスクール校長との委託契約により、訓練を実施していただきます。

6 応募資格

障がい者の自立支援に理解のある団体(社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等)及びインターネットを利用して、教材の配信、受講状況の管理、技能習得指導等を行うeラーニングのノウハウのある在宅就業支援団体(障害者雇用促進法第74条の2に定める法人)等の機関で、適切な訓練環境を確保し、訓練の遂行が可能と認められる者

- (1) 受講者宅の訓練実施環境(LAN環境)を構築できる機器および技術があること。
- (2) 受講者の障がいの種類、程度に応じた対応が可能であること。
- (3) 訓練に必要な設備、機器等の確保が可能であること。
- (4) 適切な方法により受講者の個人認証(本人確認)、添削指導及びスクーリング(実施場所 徳島市)又は訪問指導等による面接指導が可能であること。
- (5) 訓練修了生の雇用・就業機会の確保に努めること。

7 応募手続

応募様式1から9に必要な事項を記入の上、令和8年7月8日(水)午後5時までに県産業人材課まで、提出してください。

(電子メールによる送付も可能です。なお、送信の際は、電話等により着信の確認をお願いします。)

8 応募書類の審査及び訓練実施団体の決定について

提出された書類をもとに、当該委託業務の選考委員会において審査を行います。

また、複数の団体から応募があった場合は、プレゼンテーションを実施する場合があります。

日程は応募締切後、お知らせします。(応募団体が1者であった場合においても、その得点の合計が全体の6割以上でない場合は、選考しない場合があります。)

なお、審査結果については、選考後、結果をお知らせします。

徳島県経済産業部産業人材課
電話 088-621-2351 FAX088-621-2852
E-mail sangyoujinzai@pref.tokushima.lg.jp